

水道スマートメーター通信端末機器購入に係る公募型プロポーザル実施要領

物品の内容に係る公募型プロポーザルの各種手続き、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

1 目的

本町では、水道メーター検針の自動化を図るため、I o Tを活用したスマートメーターを導入する。(詳細は別紙仕様書参照)

2 プロポーザルに係る日程

- | | |
|--------------|----------------|
| (1) 質問の締切 | 令和6年4月10日(水)まで |
| (2) 質問の回答期限 | 令和6年4月12日(金)まで |
| (3) 参加申込受付期間 | 令和6年4月19日(金)まで |
| (4) 結果通知予定日 | 令和6年5月1日ごろ(予定) |

3 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とし、本町がその資格を認めたものとする。

- (1) 陸別町競争入札参加者名簿に登録されていること。
- (2) 必要に応じて早急な訪問対応が可能な法人であること。
- (3) 北海道及び北海道内自治体において指名停止を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (7) 公租公課を滞納していないこと。
- (8) 公序良俗に反する利用を行う者でないこと。
- (9) 過去5年において、自治体又は北海道内において同等の物品を納入したことがあるもの。

4 提出書類

- (1) 参加表明書：様式 1 1 部
- (2) 企画提案書（A 4 規格 様式自由） 9 部
- (3) 見積書 1 部
- (4) 類似契約物品実績書 1 部
- (5) 提出場所：〒089-4312 北海道足寄郡陸別町字陸別東1条3丁目1番地
陸別町役場 総務課管財防災担当
電話 0156 (27) 2141 (内線216) F A X 0156 (27) 2797
- (6) 提出方法：提出場所に持参又は郵送すること。郵送する場合は事前に連絡すること。
- (7) 提出期限：令和 6 年 4 月 19 日（金）午後 5 時

5 契約期間 契約締結日～令和 6 年 11 月 30 日

6 選考方式

- (1) 審査方法
プロポーザル審査委員会において総合的に評価し、優秀であると認められた者を選定する。
- (2) 評価基準
別紙のとおり
- (3) ヒアリング等の実施
企画提案書等の提出後、資格要件を確認し、業者ごとにヒアリング（プレゼンテーション）を実施する（30分程度）。日時・場所等については別途通知する。提出期限からおおむね10日以内。
- (4) 審査結果の通知
ヒアリング終了後、プロポーザル審査委員会で決定した結果を、提案者全員に通知する。
- (5) 優先交渉権者の決定
審査の結果最も評価の高かった者を優先交渉者とし、契約締結に向けて交渉する。
- (6) 審査委員会委員
 - ・ 副町長
 - ・ 総務課長
 - ・ 建設課長
 - ・ 建設課主幹
 - ・ 建設課水道上下水道担当主任主査
 - ・ 保健福祉センター次長

7 その他の事項

- (1) 提案書の作成にあたり、第三者の著作権を侵害する提案をしたときは、失格とする。
- (2) 提出された書類は、本件の審査以外には使用しない。
- (3) 参加申込・提出書類は返却しない。
- (4) 参加申込・提出書類は、提出後の差し替え及び再提出は認めない。

8 所管課

〒089-4300 北海道足寄郡陸別町字陸別東2条3丁目2
陸別町役場 建設課 水道下水道担当
電話 0156 (27) 2141 (内線223) F A X 0156 (27) 2797
[メール/zyougesui@rikubetsu.jp](mailto:zyougesui@rikubetsu.jp)

9 契約担当課

〒089-4300 北海道足寄郡陸別町字陸別東1条3丁目1番地
陸別町役場 総務課 管財防災担当
電話 0156 (27) 2141 (内線216) F A X 0156 (27) 2797

10 その他

この要領は概略を示したものあり、詳細については、町担当課と協議のうえ、決定する。

別紙 審査基準

これを基本とするが、変更することもあります。

	項目	視点
物品・システム	物品の構成	物品の仕様を評価 等。
	システム構成	システムを評価 等。
	物品・システム	本仕様書の理解度、全国的な事情、情報収集能力等を評価 等。
業務体制	システムの推進体制	システムの運営体制を評価 等。
	システムの支援体制	システム障害の支援体制を評価 等。
実績・信頼性	地域性、信頼性	納品を通じた信頼性、地域性（寒冷地）の理解度を評価 等。
	提案業者の実績	物品の実績を評価 等。
見積金額	見積金額の妥当性	提案された物品内容・システム体制に対する見積金額の妥当性を評価 等。
		システム使用料 等。
	見積金額の適否	見積金額 等